

平成 24 年度 外部評価対象事業選定方針（案）

1 平成 24 年度外部評価対象事業について

【対象事業】 第 7 次刈谷市総合計画の各基本方針に基づいた事務事業を対象とした評価
該当事業： 886 事業

【対象理由】 昨年度、市の主要な事業となる実施計画書掲載事業を対象に実施したが、本年度はその対象を広げて、より広い範囲の事務事業に対して意見をいただくために、総合計画の基本方針に基づいた各基本施策を単位に事業を選定し、外部評価を実施する。

2 対象事業の選定方法

第 1 回刈谷市行政評価委員会：総合計画に位置づけられる全 30 の基本施策の中から、平成 23 年度の外部評価実施内容を考慮して対象施策となる 20 施策を決定

第 2 回刈谷市行政評価委員会：第 1 回委員会で決定した 20 施策に該当する 20 の事務事業を外部評価実施事業として決定する。

3 対象外とする事業

対象外とする事業	理由
①公共施設の建設に関する事業	建設中の事業については、成果の検証が困難であるため、原則として対象外とする。 ※維持保全に関する事業は対象とする。
②平成 23 年度完了事業	次年度以降継続せずに完了する事業は、事業の直接的な改革・改善に至らないため、対象外とする。
③県、一部事務組合・広域連合への負担金事業	裁量が入り込む余地が少ないため、対象外とする。
④予備費、諸支出金、還付金事業、償還事業	裁量が入り込む余地がないため、対象外とする。